

阿波座スポーツゴルフ倶楽部 会員

規約

第1章 総則

第1条 (会員規約)

この会員規約は（以下「本規約」）、阿波座スポーツ倶楽部以下「本倶楽部」をお客様が利用する際に生ずる一切の事項に適用されます。

第2条 (所在地)

本倶楽部の所在地は、大阪市西区江之子島 1-10-1 です。

第3条 (目的)

本倶楽部は、新しいゴルフの楽しみ方を提供することにより、会員の健康の維持・増進および会員相互の交流・親睦を図ることを目的とします。

第2章 会員

第4条 (会員)

本倶楽部の会員は、以下の各項目に該当し、本倶楽部が入会を認めた方とします。

- ① 本規約および本倶楽部の諸規則を遵守する方（未成年の場合は親権者の同意を必要とします）
- ② 刺青（タトゥーを含みます）などをしていない方
- ③ 暴力団関係者でない方
- ④ 医師等に運動を禁じられておらず、健康に問題がないと自己責任において申告された方
- ⑤ 伝染病等、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有しない方

- ⑥ 妊娠中でない方
- ⑦ 本倶楽部が適当と認めた方

第5条 (会員の種類)

本倶楽部の会員は、以下のとおりとし、すべて個人を対象とします。

- ① プレミアム会員
- ② フリー会員
- ③ ナイト&デイ会員
- ④ ジュニア会員 ※小学生以上で高校生まで
- ⑤ 法人会員 5名記名式

- 2 前項に拘らず、本倶楽部は、会員の種類を設定または廃止することがあります。

第6条 (会員資格の有効期間)

- ⑥ プレミアム会員、フリー会員、ナイト&デイ会員およびジュニア会員の会員資格の有効期間は、本規約第11、12条に定める退会時までとします。

第7条 (入会金および会費)

別に定める入会金、月会費および年会費は、本倶楽部が定める納入期日までに、本倶楽部の指定する方法にて納入するものとします。なお、いったん納入された入会金および会費はいかなる場合も返還されないものとします。

- 2 本倶楽部は、経済情勢等の変動により、会費および本規約第16条第1項に定める利用料等の改定を行うことができます。会員はこれに対して異議を申し立てることはできません。

第8条（入会手続き）

本倶楽部に入会を希望される方は、運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的な証明書（コピーを本倶楽部にて保管させていただきます）を提示の上、所定の入会申込書および確認書等に正確な情報を記載いただき、本倶楽部の審査を経て、各会員は前条に定める入会金をお支払いいただいた後、入会するものとします。

第9条（会員証）

本倶楽部は、会員に対し会員証を交付します。

- 2 会員証には必ず氏名を記載していただくこととします。
- 3 会員証は、本人のみが使用することができ、第三者へ貸与または譲渡することはできません。
- 4 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本倶楽部で再発行の手続きを取らなければなりません。なお、会員本人以外の者が会員証を用いていかなる行為をしても、これに起因した会員本人または第三者に生じた損害について、本倶楽部は一切責任を負いません。

第10条（変更事項の届出）

会員は住所・連絡先・その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに本倶楽部に届け出るものとします。なお、変更届未提出による種々のトラブルに関しては、本倶楽部は一切責任を負いません。

第11条（退会）

会員が本倶楽部を退会する場合は、会員証を添付の上、退会月の一ヶ月までに所定の退会届を提出し、会費・利用料等の未納金がある場合はこれを完納するものとします。

第12条（自動退会）

会員が必要な会費の納入を1か月間滞納した場合には、退会届提出の有無に限らず、自動的に退会になるものとします。

第13条（会員資格の一時停止および除名）

会員が以下の各号の一つに該当した場合、本倶楽部は会員資格の一時停止または除名することができるものとします。

- ① 本倶楽部の名誉・信用を傷つけた場合
- ② 本規約および本倶楽部の諸規則に違反した場合
- ③ 会費その他の債務を滞納し、本倶楽部からの期限を定めた催告に応じない場合
- ④ 本倶楽部の運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると本倶楽部が認めた場合
- ⑤ 他の会員の迷惑となる行為、会員として相応しくない言動があったと本倶楽部が認めた場合
- ⑥ 本倶楽部入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと本倶楽部が認めた場合

第14条 (会員資格の喪失)

会員は、以下の各号の一つに該当した場合、その資格を喪失するものとします。

- ① 退会
- ② 死亡または法人の解散
- ③ 除名
- ④ 運営上重大な理由により本倶楽部を閉店することとなったとき

第3章 本倶楽部の利用

第15条 (営業日および営業時間)

本倶楽部の営業日 年中無休

営業時間

平日 9:30~23:00

土、日、祝 9:30~22:30

第16条 (施設の利用等)

会員は、本倶楽部の利用にあたっては、店舗スタッフおよびティーチングプロの指示に従っていただきます。

- 2 各会員は、本倶楽部を利用するに際し、会員証を携帯し提示しなければなりません。

第17条 (施設の利用制限等)

本倶楽部は、以下の事由により施設の全部または一部を利用制限もしくは休業することがあります。

- ① 気象、災害、その他やむを得ない事情で、本倶楽部が営業を行うことが妥当でないと認めたとき
- ② 本倶楽部が企画する諸行事を実施するとき、または運営管理上本倶楽部が利用の制限等を必要と認めたとき

③ 施設の点検、補修または改修をするとき

④ 法令による規制、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない理由が発生したとき

⑤ 年末年始、その他本倶楽部の都合により必要と認めるとき

2 前項第1号の事由による利用制限または休業を行う場合、本倶楽部は会員に事前告知をすることを要せず、かつ原則として会員は補償その他の請求・異議申し立てをすることはできません。

3 第1項第2号から第5号の事由による利用制限または休業を行う場合、原則として、1か月前までに会員に店舗内掲示、ホームページ記載等により告知するものとします。なお、この場合であっても、原則として会員は補償その他の請求・異議申し立てをすることはできません。

第18条 (入場の禁止および退場)

本倶楽部は、以下の各号の一つに該当する方の入場を禁止または退場を命ずることができます。

- ① 本規約および本倶楽部の諸規則を遵守しない方
- ② 刺青(タトゥーを含む)などのある方
- ③ 暴力団関係者
- ④ 医師等に運動を禁じられている方
- ⑤ 伝染病等、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する方
- ⑥ 妊娠中の方
- ⑦ 酒気を帯びている方

⑧ 本倶楽部の信用失墜または本倶楽部の財産を侵害する行為を行った方

⑨ 本倶楽部が施設を利用することが不適当と認めた方

第19条（事故、盗難および紛失）

本倶楽部の利用に際して、会員または第三者に生じた物的人的事故、盗難および紛失については、本倶楽部に故意または重大な過失がある場合を除き、本倶楽部は一切の損害賠償の責を負いません。

第20条（免責事項）

当社は、本規約の改定に伴って、会員に生じるいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

- 2 当社は、会員が本倶楽部を利用するに際して、会員自らが行うべき安全上の配慮および措置を行わなかったことによって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、会員が本倶楽部の施設利用時において、本倶楽部の店舗スタッフおよびティーチングプロの指示等または本規約に従わなかったために生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 4 天災地変、機械の故障、その他当社の責に帰すことのできない事由により、当社が会員サービスの提供をすることができない場合には、当社は、債務不履行による責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

本倶楽部の利用に際して、会員が自己の責に帰すべき事由により本人、第三者または当社に損害を与えた場合は、会員はその一切の賠償の責を負っていただきます。会員が同伴した第三者については、同伴した会員が当該第三者と連帯して損害賠償の責を負っていただきます。

第4章 個人情報

第22条（個人情報の利用目的）

本倶楽部は、会員情報に含まれる個人情報を、以下の利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

- ① ダイレクトメールその他により本倶楽部のフェア・新商品情報・イベント等に関する情報を会員に対して提供する目的
- ② 本倶楽部の新商品やサービスの企画・開発、消費者動向調査等マーケティングのためのアンケート調査を実施し、顧客ニーズを分析する目的
- ③ 本規約に基づくサービスを会員に対して提供するための事務を遂行する目的

- 2 本倶楽部は、前項に規定する目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を委託先に提供することがあります。

第23条（個人情報の取扱いに関する不同意）

本倶楽部は、会員が本規約第8条第1項で定める入会申込書等への必要な事項の記載を希望しない場合、または前条に定める個人情報の取扱いについ

て承諾できない場合は、入会を断ることや退会の手続をとることがあります。

第24条（印刷物の送付等）

本倶楽部は、本規約第23条第1項第1号に定めるところにより、会員に対して、当社からのイベントやご連絡等の情報をお伝えするため、印刷物を送付することがあります。

- 2 前項の印刷物の送付先は、所定の入会申込書に記載された住所に限るものとします。

第5章 その他

第25条（閉店）

当社は、法令による規制、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変動、経営上の都合その他やむを得ない理由による場合、3か月前の予告をすることにより本倶楽部を閉店することができます。ただし、閉店の理由が公権力の命令・強制、その他不可抗力による場合は、予告期間を短縮することができます。また、閉店の場合、本倶楽部は会員に対し特別の補償は行いません。

第26条（通知方法）

本規約および本倶楽部の諸規則に関する通知または予告は、本規約に期間の記載がある場合を除き、店舗内掲示、ホームページ記載等により行い、これによりすべての会員は通知または予告を受けたものとみなします。

第27条（本規約の変更）

本倶楽部は、会員の了承を得ることなく、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、その効力はすべての会員に適用されるものとします。

第28条（専属的合意管轄裁判所）

当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（細則）

本規約に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、別途細則に定めま

す。

附則（平成29年3月1日）

第1条（施行）

本規約は、平成29年3月1日から施行します。

《改 廃》